

委員会規定

第1条

この規定は定款第 条に基づき、委員会に関して定めるものとする。

第2条

委員会は、委員長並びに委員若干名をもって構成する。

第3条

委員会の開催日時及び開催場所は、委員長がこれを定める。

第4条

委員会は、付議された事項に関して報告書を作成し、これを理事長に提出しなければならない。

第5条

委員会は、議事録を作成する。

第6条

委員会から要求を受けた時は、関係委員会並びに事務局は積極的に協力しなければならない。

付則

- この規定は、理事会の議決を経なければ変更することができない。
- この規程は公益社団法人の設立の登記の日から施行する。